

空き家バンクに登録される方

空き家の利活用に必要な改修費

最大

補助率：1/2

100万円

を補助

※改修工事を行う前の申請が必要です。

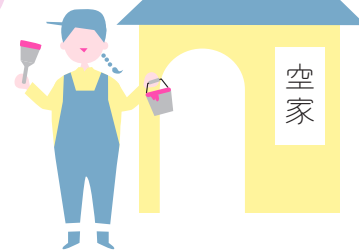
空き家の改修に伴う
経費の一部も対象

インスペクション費用
最大5万円
も対象になりました！

設計費

家財道具
撤去費

外構整備費



※他の補助金を利用するときは…

市長が別に定める他の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を補助対象経費とします。

交付の条件

- 市内に本店・営業所等を有する業者と工事請負契約を締結して行うものに限る。（個人の事業者を含む）
 - 一戸建て住宅または長屋建て（共同住宅、重層長屋は除き、店舗併用住宅を含む）
 - ①【建築後30年以上】1年以上利用のない空き家
 - ②【建築後30年未満】2年以上利用のない空き家
 - ③空き家となってから期間が連続して5年以上の空き家
- ①～③のいずれかに該当する空き家
- ※①・②で不動産業者が媒介契約を締結している場合は、媒介等契約物件となった日から連続して2年以上利用が無い空き家
- 対象建築物を所有する方で、次の【1】または【2】に該当する方を対象とします。
 - 【1】市内に住民登録をしている個人（工事完了後、3カ月以内に住民登録する者を含む）
 - 【2】市外に住民登録をしている個人（相続により空き家等を所有するに至った者に限る）
 - 自らが居住すること。（ただし自らが入居しない場合は、空き家バンクに登録すること）

交付申請に必要な書類

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 付近見取図 | <input type="checkbox"/> 改修工事の見積書 |
| <input type="checkbox"/> 空き家であることを証するもの（任意様式） | <input type="checkbox"/> 改修工事の現況及び計画図面 |
| <input type="checkbox"/> 住民票の写し | <input type="checkbox"/> 改修工事の前の写真 |
| <input type="checkbox"/> 登記事項証明書など（所有権が分かるもの） | <input type="checkbox"/> 誓約書 |
| <input type="checkbox"/> 事業収支予算（決算）書（様式第2号） | <input type="checkbox"/> 申請書 |

申請前に必ずご相談ください

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

倉吉市役所 第二庁舎3階 しごと定住促進課

☎0858-27-0501

✉iju@city.kurayoshi.lg.jp

Q そうだ！倉吉で暮らそう



お問い合わせ